

京都市消防局訓令乙第6号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防、救助、救急に関する操法の全部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

京都市消防、救助及び救急に関する操法

(目的)

第1条 この訓令は、京都市消防吏員及び消防団員の訓練及び礼式に関する規則（以下「規則」という。）第140条の規定に基づき、操法訓練（以下「操法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(操法実施上の留意事項等)

第2条 操法を実施するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 操法は、安全を確保するとともに迅速かつ確実に行うこと。
- (2) 操法を実施する者は、操法に適した服装に整え、かつ、斉一を期すること。
- (3) 操法を実施する者の動作は、原則として駆け足とし、動作及び操作の区切りは特に節度正しく行うこと。
- (4) 操法を実施する者は、訓練施設、消防機械器具（以下「機械器具」という。）及び安全器具（安全ネット、安全マット等の器具をいう。以下同じ。）に精通するとともに、これらの愛護に心掛け、操法の実施前及び終了後には、任務分担に基づきこれらの点検を行うこと。

- (5) 機械器具を操作する隊員は、機械器具の取扱い及び操作に習熟すること。
- (6) 2人以上の操作員からなる操法については、隊員は、順を追って操作の分担を交替し、いずれの操作にも習熟すること。
- (7) 隊員は、指揮者の命令及び指示並びに各操作に際し、確認の呼唱及び復唱を確実に行うこと。
- (8) 機械器具に落下、転倒等の衝撃を加え、又は許容能力以上の荷重を掛けないこと。
- (9) 訓練施設、機械器具及び安全器具に異状のあるときは、直ちに操法を停止し、適切な処置を講じること。

(操法実施上の指揮者の留意事項)

第3条 操法を実施するときの指揮者は、前条に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 指揮態度を厳正にし、常に指揮に便利で、かつ、隊員を掌握できるところに位置すること。
- (2) 隊員の動作及び操作を十分に監視し、必要な命令及び指示を与えること。
- (3) 号令は、明りょうに下し、命令及び指示は、簡明かつ適切に行って隊員に徹底させること。
- (4) 訓練施設、機械器具及び安全器具を綿密に点検し、安全の確保を期すこと。
- (5) 隊員の健康状態に十分配意すること。
- (6) 隊員の習熟度に応じて適切な指導を行うこと。

(操法を行う場合の訓練計画等)

第4条 操法は、訓練計画に基づいて実施し、安全管理の徹底を図らなければならない。

2 訓練計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 訓練課目は、基礎課目から上級課目へと習熟度に応じて適切に配列するとともに、課目ごとに安全措置を講じること。

(2) 訓練課目に応じ、訓練施設、機械器具及び安全器具を整備し、隊員が安全、かつ、効率的に訓練を実施できる態勢を確立すること。

(3) 訓練場は、各訓練課目の特性に最も適した場所を選定するとともに、当該場所の状況に応じた具体的な安全措置を講じること。

3 操法を実施する場合は、常時隊員の安全に対する意識の高揚に努めなければならない。

(操法の実施要領)

第5条 規則第139条に規定する操法の種目の実施に関する要領は、別に定める。

(補則)

第6条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(消防局警防部消防救助課)